

## 平成30年大阪北部を震源とする地震 茨木市被災者支援制度一覧

1 住まいに関すること								
No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	住家の損傷を証明 【罹災証明書】	住家を損傷し、証明を希望する方	要件なし				被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を交付します。 ※下記、【住家の「罹災証明書」の発行について】参照	資産税課 TEL620-1615 FAX626-4826
2	住家以外の動産等の損傷を証明 【罹災届出証明書】	動産等を損傷し、証明を希望する方	要件なし				被災者からの申請及び損傷の状況がわかる写真等の提出に基づき、罹災届出証明書を交付します。	資産税課 TEL620-1615 FAX626-4826
3	住まいに関する専門家による相談	罹災証明書をお持ちの方 ※現在は罹災証明書をお持ちの方に限定しています。	●	●	●	●	専門家による無料相談会を開催します。(事前予約制:1件30分) 受付期間:6/26(火)~6/29(金) 開催日: 6/29(金) 13:00~17:00 7/1(日) 10:00~12:00 13:00~17:00	相談会専用ダイヤル(居住政策課) TEL620-1663
4	被災者向け住まいの相談専門ダイヤル	地震で被害を受けた住宅の所有者等	要件なし				損壊の状況や持ち家、借家の種別に応じて復旧や再建に関する相談、情報提供を無料で行います。	大阪府都市居住課 TEL06-6944-7907
5	ブルーシートの無償貸与 ※状況により終了となります。	家屋の被害がある方 (被害状況のわかる写真の提示が必要)	要件なし				1家庭2枚まで貸与しています。	保険年金課 (本館地下1階駐車場) TEL620-1630 FAX624-2109
6	市営住宅の提供	罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の認定を受け、自宅での居住が困難な市民	●	●	●	—	抽選により、市営住宅を5室、6ヶ月更新で最大2年間入居できます。	建築課 TEL620-1653 FAX625-3181
7	被災住宅の応急修理	以下の全てに該当する方 ・災害により住家が半壊、大規模半壊又は全壊の被害を受けたこと ・応急仮設住宅(民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供を含みます。)を利用しないこと ・自ら修理する資力が無いこと	—	▲	▲	—	住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、応急的に修理します。 ※全壊でも応急修理をすることで居住可能となる場合は対象となります。 ※修理限度額は1世帯当たり58万4千円です。(同じ住宅に2世帯が同居している場合は1世帯とみなします。)	建築課 TEL620-1653 FAX625-3181

No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当, ▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
8	被害を受けた家屋の修繕	家屋の修繕にお困りの方	要件なし				右記の組合等により、相談先(有償)を紹介いただけます。	茨木市建築組合 623-3733 NPO法人 安全支援機構 TEL06-6456-1010 FAX 06-6456-1073
9	倒壊等による室内の整理	整理にお困りの方	要件なし				社会福祉協議会災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請することができます。	社会福祉協議会 災害ボランティアセンター TEL 627-0086 FAX 627-0434
10	倒壊による、ブロック塀等の道路へのみだし	お困りの方	要件なし				道路上の倒壊物は、建設管理課へご連絡ください。なお、通学路に倒壊物があれば、学校教育推進課へご連絡ください。	建設管理課 TEL 620-1650 FAX 625-3181 (通学路は、学校教育推進課 TEL620-1683 FAX621-0066)
11	個人所有のブロック塀	お困りの方	要件なし				個人所有のものは、個人で点検対応することになります。相談窓口が複数ありますので、ご案内します。	一般財団法人大阪建築防災センター TEL06-6942-0190 一般財団法人大阪府建築士事務所協会 TEL06-6946-7065 公益社団法人大阪府建築士会 TEL06-6947-1966 公益社団法人日本建築家協会近畿支部 TEL06-6229-3371
12	大量のがれきを処分	処分にお困りの方	要件なし				環境衛生センターで受け入れ可能です。事前にご連絡の上、お越しください。	環境衛生センター TEL634-1627 FAX634-1629
13	民有地緑化の助成	ブロック塀等を撤去して、 <u>生垣</u> 等を設置する方	要件なし				撤去費用や設置費用の一部を補助します。必ず、工事着工前にご相談ください。	農とみどり推進課 TEL620-1622 FAX620-2289
14	耐震に係る補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設された建築物	要件なし				耐震診断、耐震改修に対し、その費用の一部を補助しています。	居住政策課 TEL655-2755 FAX620-1730

## (参考) 住家の「罹災証明書」の発行について

○地震により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき、被害認定調査を実施し、調査結果に応じた罹災証明書を市が交付するものです。

○被害認定の区分には、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」があります。

※調査の結果、「被害なし」となることもあります。

○「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」であれば、国等から災害見舞金などの様々な公的支援が受けられます。

○罹災証明書は、各種支援制度適用の判断資料や、申請時の必要資料となります。

※ 今回の災害においては、多くの保険において、罹災証明書の提出を不要とされています。

詳細は、ご加入の保険会社等にお問い合わせください。

### 【対象となる方】

・「住家」に被害を受けられた方

(※家屋の所有に関わらず、被災した時点でお住まいであった世帯の世帯主から申請をいただけます。)

・区分所有建物(マンション)の共用部分に被害を受けられた管理組合等

### 【申請方法】

・住家の損傷が非常に深刻で、「半壊」以上の損傷と思われる方は、電話で調査依頼をしてください。

依頼後、順次訪問調査を行い、発行準備ができた方から順次郵送します。

※ 現在、調査依頼が大変混みあっておりますので、発行までに一定の期間を要します。

・自己判断で「半壊に至らない」と判断し、「一部損壊」の罹災証明書の発行を希望される方は、被災状況がわかる写真をお持ちいただくと、現地調査を行わずに、早期に罹災証明書を発行できます。

### 【申請窓口】

6月29日(金)までは、市役所南館10階大会議室で、受付を行っています。(午前8時45分～午後8時)

上記以降の受付窓口については、決定しだい、お知らせします。(申請期限は未定ですが、当面の間は継続します。)

### 【問合せ先】

資産税課 072-620-1615

2 様々な相談窓口に関すること								
No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	ボランティア の要請	地震により被害を受 けた方	要件なし				社会福祉協議会災害ボランティア センターにボランティアの派遣を要 請することができます。	社会福祉協議会 災害ボランティア センター TEL627-0086 FAX 627-0434
2	地域保健福祉 センター	地震により被害を受 けた方	要件なし				健康上の心配ごとや介護や福祉に 関する心配ごとを、各圏域の地域 包括支援センターで、電話や訪問 により相談を受けます。	【北】天兆園080- 1509-6075、常清 の里080-8336- 1151 【東】エルダー 080-8946-3999 【西】春日丘荘 080-4456-3733 【中央】相談支援 課080-8336-1199 【南】葦原090- 8126-1146
3	地震によるこ ころの問題へ の支援	地震により被害を受 けた方	要件なし				地震により生じたこころの問題につ いて、臨床心理士や保健師等によ る相談を受付けます。	こころのケアセン ター(保健医療課 内) 専用電話 TEL070-1443- 9402 TEL070-1443- 9619 FAX:625-6979  茨木保健所 TEL624-4668 FAX623-6856
4	法律相談	お困りの方	要件なし				被災に関する各種法律の電話相談 (相談料無料。ただし、通話料は自 己負担)	大阪北部地震対 応無料電話相談 (大阪弁護士会) 06-6364-2046
5	消費生活セン ター	お困りの方	要件なし				地震に便乗した悪徳商法に関する 相談をお受けします。	消費生活センター TEL624-1999 FAX622-1878
6	墓石の転倒	お困りの方	要件なし				墓石の転倒でお困りの方からの相 談を「一般社団法人 日本石材産 業協会」で受けてくれます。	日本石材産業協 会 TEL03-3251-7671

## 3 減免制度に関すること

No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当, ▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (改木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	各種証明書の発行手数料の免除	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	<p>【手数料が免除される証明書】</p> <p>①印鑑に関する証明 ②住民票記載事項証明書 ③住民票の写し ④印鑑登録証 ⑤所得課税証明書 ⑥固定資産関係証明書 ⑦納税証明書 ⑧その他税証明書</p>	<p>①～④市民課 TEL:620-1621 FAX:627-0369 ⑤～⑧市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826</p>
2	市税の減免・納税猶予	地震により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	▲	<p>被害を受けられた状況により市税の納税を猶予(分割納付)できる場合がありますので、問い合わせ先までご相談ください。</p> <p>①市民税 ②固定資産税 ③納税猶予</p>	<p>①市民税課 TEL:620-1614 FAX:626-4826 ②資産税課 TEL:620-1615 FAX:626-4826 ③収納課 TEL:620-1616 FAX:626-4826</p>
3	障害福祉関係サービスの利用者負担の免除	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	<p>被災された方で、障害福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。</p> <p>※平成30年6月18日以降サービス利用分から ※対象サービスは、障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具及び日常生活用具</p>	<p>障害福祉課 TEL 620-1636 FAX 627-1692</p> <p>子育て支援課 TEL 620-1633 FAX 622-8722</p>
4	住民健診等の自己負担額の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	<p>地震による被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。</p>	<p>保健医療課 TEL625-6685 FAX625-6979</p>
5	国民健康保険料の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	<p>地震による被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。</p>	<p>保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109</p>
6	国民健康保険料の分割納付・納付猶予	地震により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	▲	<p>地震による被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。</p>	<p>保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109</p>

No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
7	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除及び徴収猶予	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	被災された国民健康保険の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除または徴収猶予されます。 ※事前に市窓口で証明書の交付を受ける必要があります。	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
8	後期高齢者医療保険料の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。 ※減免割合、減免額、一部損壊への適用については広域連合で今後決定します。	保険年金課 TEL620-1630 FAX624-2109
9	後期高齢者医療保険料の分割納付・納付猶予	地震により一定以上の被害にあった方	▲	▲	▲	▲	地震による被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。	保険年金課 TEL620-1630 FAX624-2109
10	国民年金保険料の免除	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	年金保険料納付を免除します。	吹田年金事務所 06-6821-2401 保険年金課 TEL620-1632 FAX624-2109
11	学生の国民年金保険料納付特例	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	年金保険料納付を猶予します。	吹田年金事務所 06-6821-2401 保険年金課 TEL620-1632 FAX624-2109
12	介護保険料の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	介護保険料が減免になる場合があります。	長寿介護課 TEL:072-620-1639 FAX:072-622-5950
13	介護保険サービス利用料の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	—	被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。	長寿介護課 TEL:072-620-1639 FAX:072-622-5950

No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
14	保育所等利用者負担の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	-	被災した方は、保育所等の利用者負担の減免を受けられる場合があります。	保育幼稚園事業課 TEL620-1638 FAX622-9089
15	学童保育室利用料の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	-	被災した方は、学童保育室利用料の減免を受けられる場合があります。	学童保育課 TEL620-1801 FAX622-8722
16	水道料金・下水道使用料の減免	地震により一定以上の被害にあった方	●	●	●	-	水道料金・下水道使用料を最長6ヶ月間減免します。	営業課 TEL620-1691 FAX623-1918
17	漏水に対する水道料金・下水道使用料の軽減	敷地内の水道管等(水道メーターから家屋内)が破損し漏水した方(軽減申請時において、漏水部分を指定給水装置工事事業者が修理したことを証明した軽減申請書が必要)	要件なし				検針による使用水量から、軽減適用基準に基づき算定した漏水量を軽減します。	営業課 TEL620-1691 FAX623-1918

4 見舞金等のこと								
No.	支援制度名	対象者	要件(●:該当, ▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	義援金	<p>&lt;緊急配分(第一次配分)&gt;                      ① 死亡者                      ② 住宅被害(全壊、半壊)                      ③ 避難所避難者特例                      (住宅被害(一部損壊以上)のうち、障がい者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯で、6月27日午前0時から午前8時まで避難所に避難している方)</p>	●	●	●	▲	① 死亡者…100万円 ② 住宅被害(全壊、半壊)…5万円 ③ 避難所避難者特例…5万円	地域福祉課 TEL620-1634 FAX620-1720
2	災害弔慰金	地震により亡くなった方のご遺族	要件なし				亡くなった方が 生計維持者:500万円 生計維持者以外:250万円	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692
3	災害障害見舞金	地震により心身に障害を受けた方	要件なし				重度の障害を受けた方が 生計維持者:250万円 生計維持者以外:125万円	
4	災害見舞金	地震により重症を負った方	要件なし				治療に3月以上要する傷害を負った方 :3万円	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692
		地震により住家に一定以上の被害を受けた方	●	●	●	—	住家の全壊(全焼):5万円 住家の半壊(半焼):3万円	
5	災害援護資金の貸付	世帯主が負傷又は住家(半壊又は全壊)、家財に被害を受けた方  ※所得の要件に上限があります。	●	●	●	—	【貸付限度額】 被災の状況(世帯主の負傷の有無、住家等の被害)によって、150万円~350万円 【貸付条件】 利率:年3%(据置期間中無利子) 償還期間:10年(据置期間含む) 据置期間:3年(特別の場合5年)	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692
6	介護保険特定福祉用具の再購入	地震により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方	●	●	●	—	※購入の前に事前相談が必要です。	長寿介護課 TEL 620-1639 FAX 622-5950
7	福祉用具の再給付	地震により、以前茨木市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方	●	●	●	—	福祉用具(補装具・障害者日常生活用具)の再給付を行います。	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692



	支援制度名	対象者	要件(●:該当 ▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
8	緊急援護費の支給	保育所幼稚園等・小中学校に通われている方で、制服や教材が損傷し使用できなくなった方	要件なし				20,000円を上限に購入費用を補填します。	保育幼稚園総務課 TEL655-2753 FAX622-9089 学務課 TEL620-1684 FAX623-3999
9	福祉資金貸付制度	住宅の補修費、自立のための臨時経費が必要な方	低所得世帯、介護を要する65歳以上の世帯及び罹災証明をお持ちの方				社会福祉協議会で、資金の貸付について相談をすることができます。	社会福祉協議会 TEL627-0033 FAX627-0434

## 5 中小企業・小規模事業者支援のこと

	支援制度名	対象者	要件(●:該当、▲:条件あり)				内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊		
1	被災中小企業・小規模事業者相談	今般の地震により、被災中小企業・小規模事業者の方	要件なし				融資、経営、罹災届出証明等について、随時相談を実施します。 ※近畿経済産業局等でも、特別相談窓口を設置しています。(商工労政課ホームページ参照)	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
2	災害復旧貸付	今般の地震により、被災中小企業・小規模事業者の方	要件なし				日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資します。 日本政策金融公庫の貸付に必要な「罹災届出証明書」の発行は、商工労政課で行います。	<特別相談窓口> 日本政策金融公庫 TEL(吹田支店) 06-6319-2061  商工組合中央金庫 TEL(大阪支店) 06-6532-0309 (堺支店)072-232-9441 (梅田支店)06-6372-6551 (船場支店)06-6261-8431 (箕面船場支店)072-729-9181 (東大阪支店)06-6746-1221 ※商工組合中央金庫については、取引先が窓口となります。
3	セーフティネット保証4号の適用	災害救助法適用団体で、今般の災害の影響により、売上高等が減少している方	要件なし				セーフティネット保証4号の適用により、大阪信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証します。利用者は、保証認定の手続きを商工労政課で行い、認定後金融機関で融資を受けます。 また市では、府中小企業融資制度(経営安定サポート資金)の貸付金額が、600万円以下の場合、信用保証料の補助も行っています。	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289
4	小規模企業共済災害時貸付	災害救助法適用団体で、今般の災害の影響により、被害を受けた小規模企業共済契約者	要件なし				中小企業基盤整備機構による低利融資を受けることができます。貸付に必要な「罹災届出証明書」の発行は、商工労政課で行います。	商工組合中央金庫本・支店 問合せ 中小企業基盤整備機構共済相談窓口TEL050-5541-7171
5	小売店舗改築(改装)の補助	市内小売店舗(小売業、飲食店、理美容、療術業)の事業者	要件なし				市民及び法人が所有または賃借する小売店舗の改築(改装)経費の一部を補助します。	商工労政課 TEL620-1620 FAX620-2289